

インスリンと GLP-1 アナログ (GLP-1 受容体作動薬) 及び抗糖尿病薬

世界ドーピング防止規程 2011 年禁止表国際基準の「S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質」では、「下記の物質及びそれらの放出因子は禁止される」として、「3. インスリン類」が記載されています。このたび、抗糖尿病薬についての JADA の問い合わせに対して、世界ドーピング防止機構の見解が以下のとおり示されました。

現在 (2011 年 7 月) のところ、インスリンと GLP-1 アナログ (GLP-1 受容体作動薬) が禁止物質に該当する。そのほかの抗糖尿病薬は禁止ではない。

これにともないまして、

「医師のための TUE 申請ガイドブック 2011」p18 の「インスリン以外の抗糖尿病薬は禁止されていないので TUE 申請は不要です。」の記載は、「インスリンと GLP-1 アナログ (GLP-1 受容体作動薬) は禁止物質に該当するので、TUE 申請が必要です。そのほかの抗糖尿病薬は禁止ではありません。」に訂正させていただきます。

2011 年 7 月 25 日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構